

公立大学法人山形県立保健医療大学学内委員会規程

平成 21 年 4 月 1 日

規程 第 3 号

改正 平成23年 4 月20日規程第 5 号

改正 平成25年 3 月15日規程第 3 号

改正 平成26年10月31日規程第19号

改正 平成28年11月 4 日規程第14号

改正 平成29年 3 月21日規程第16号

改正 平成29年10月16日規程第31号

改正 平成30年 3 月19日規程第 5 号

改正 平成31年 4 月11日規程第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人山形県立保健医療大学の組織及び運営に関する規則(平成21年規則第 1 号)第 9 条第 2 項の規定に基づき、学内委員会(以下「委員会」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称等)

第 2 条 委員会は、本学の学部及び大学院研究科における専門の事項を調査、企画又は実施するものとし、委員会の名称、所掌事務は、別表のとおりとする。

2 理事は、別表の担当区分に基づき、委員会の業務を掌理する。

(委員会の構成員)

第 3 条 委員会の構成員は別表の人員構成欄に掲げるとおりとし、各学科及び公立大学法人山形県立保健医療大学教員会議規程第 2 条第 1 号に定める基礎教育担当教員会議(以下「学科等」という。)の教員(教授、准教授、講師及び助教)の中から理事長が選任する。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは別表の人員構成の欄に規定する人数を超えて委員を選任することができる。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から理事長が指名する。

4 委員会に必要に応じ部会を置き、委員長は委員の中から部会長を指名する。

(委員の任期)

第 4 条 充て職である委員を除き委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員会の会議)

第 5 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

3 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。ただし、他の構成員を受任者とした委任状の提出をもって、委員の出席とすることができる。

4 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(報告)

第 6 条 委員長は、委員会において処理した事項を理事長及び担当理事に報告するものとする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局において行う。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、公立大学法人発足後の最初の委員の任期は1年とする。

附 則 (平成23年4月20日改正)

- 1 この規程は、平成23年4月21日から施行する。

附 則 (平成25年3月15日改正)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月31日改正)

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月4日改正)

この規程は、平成28年11月4日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月16日改正)

この規程は、改正の日から施行する。

附 則 (平成30年3月19日改正)

この規程は、改正の日から施行する。

附 則 (平成31年4月11日改正)

この規程は、改正の日から施行する。

別表

委員会名	担当理事	所掌事務	人員構成
総務調整委員会	理事（総務・経営・評価担当）	1 審議会等の日程及び議案の調整に関する事項 2 法人の財務に関する事項 3 法人の儀式及び行事に関する事項 4 資産の管理及び運用に関する事項 5 安全衛生、防災その他危機管理に関する事項 6 将来構想に関する事項 7 男女共同参画に関する事項 8 その他他の委員会の所管に属さない重要な事項	理事長 理事長が指名した理事 副学長 研究科長 看護学科長 理学療法学科長 作業療法学科長 理事長が指名した職員

評価委員会	理事（総務・経営・評価担当）	<ol style="list-style-type: none"> 1 自己点検及び評価に関する事項 2 外部評価に関する事項 3 中期計画及び年度計画に関する事項 4 教員業績評価制度に関する事項 5 授業評価及び学修評価の検証に関する事項 6 内部質保証会議の調整に関する事項 7 教員の業績集の作成に関する事項 	<p>理事（総務・経営・評価担当）</p> <p>理事（教育・学生支援担当）</p> <p>理事（研究・地域貢献・連携担当）</p> <p>学生部長</p> <p>研究科長</p> <p>各学科長</p>
教育推進委員会	理事（教育・学生支援担当）	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育課程及び履修に関する事項 2 試験、単位の認定及び進級に関する事項 3 休学、退学等学生の身分に関する事項 4 臨地・臨床実習の全体調整に関する事項 5 非常勤講師の選定方針の検討並びに同方針に基づく配置計画の作成及び調整に関する事項 	<p>理事（教育・学生支援担当）</p> <p>学生部長</p> <p>教務学生課長</p> <p>研究科長</p> <p>各学科長</p> <p>基礎教育担当教員会議の長</p> <p>上記のほか、各学科及び基礎教育担当教員から1名（看護学科は3名）</p>
学生支援委員会	理事（教育・学生支援担当）	<ol style="list-style-type: none"> 1 学生の就職及び進学に関する事項 2 学生及び卒業生の県内定着の促進に関する事項 3 学生の福利厚生及び保健に関する事項 4 学生の更生補導に関する事項 5 ハラスメント（公立大学法人山形県立保健医療大学におけるハラスメントの防止及び措置に関する規程第1条に規定するハラスメントをいう。以下同じ。）防止対策全体の構築と検討に関する事項 6 障がい学生の支援に関する事項 	<p>理事（総務・経営・評価担当）</p> <p>理事（教育・学生支援担当）</p> <p>学生部長</p> <p>教務学生課長</p> <p>各学科から1名（看護学科は4名）</p>
入試委員会	理事（教育・学生支援担当）	<ol style="list-style-type: none"> 1 学生募集に関する事項 2 入学者の選抜方法に関する事項 3 入学試験の実施に関する事項 4 合格者の判定基準に関する事項 	<p>理事（教育・学生支援担当）</p> <p>学生部長</p> <p>教務学生課長</p> <p>各学科から3名（看護学科は8名）</p>

<p>広報・社会貢献委員会</p>	<p>理事（研究・地域貢献・連携担当）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び対外情報発信の推進に関する事項 2 地域貢献及び地域連携の推進に関する事項 3 国際交流の推進に関する事項 	<p>理事（総務・経営・評価担当） 理事（研究・地域貢献・連携担当） 事務局次長（総務課長） 各学科から2名（看護学科は5名）</p>
<p>研究・研修委員会</p>	<p>理事（研究・地域貢献・連携担当）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 教員の研究活動の推進に関する事項 2 科研費等の獲得に関する事項 3 研究活動における不正行為の防止等の推進に関する事項 4 教育活動におけるFD・SDの推進に関する事項 5 FDのネットワークに関する事項 	<p>理事（研究・地域貢献・連携担当） 事務局次長（総務課長） 各学科から1名（看護学科は2名）</p>
<p>情報・図書委員会</p>	<p>理事（研究・地域貢献・連携担当）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学内の情報化の推進に関する事項 2 学内情報の電子化に関する事項 3 情報処理教室の管理運営に関する事項 4 図書館の運営に関する事項 5 研究紀要の編集及び発行に関する事項 	<p>理事（研究・地域貢献・連携担当） 図書館長 事務局次長（総務課長） 各学科及び基礎教育担当教員から1名（看護学科は2名）</p>